第二十五条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条　外交使節団及び領事機関の構成員

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する書面による通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2　この協定は、次のものについて適用する。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　オーマン国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第二十九条　終了

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　オーマン国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年一月九日にマスカットで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
久枝譲治

オーマン国政府のために
ダルウィーシュ・ビン・イスマーイール・ビン・アリ・アル・バルーシー

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオーマン国政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及びオーマン国政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　協定第二条1の規定に関し、「オーマン国の租税」には、協定が適用される租税に係る債務不履行又は不作為に関して支払われるいかなる額も、また、協定が適用される租税に関して課される金銭罰に相当するいかなる額も含まれない。

2　協定の適用上、「一方の締約国の居住者」には、「特別の法人」を含むことが了解される。「特別の法人」とは、オーマン国の勅令に基づき設立され、かつ、オーマン国政府が全面的に所有する法人をいう。

3　協定第六条2の規定に関し、「農業」には、魚の養殖を含むことが了解される。

4　協定第七条3の規定に関し、同規定は、恒久的施設が存在する締約国が、当該締約国の課税目的のために当該恒久的施設の課税所得を決定するに当たり、控除に関する当該締約国の法令を適用することを妨げるものではないことが了解される。